

■ 身体的拘束適正化のための取り組み

1. 身体的拘束適正化に関する基本的な考え方

高邦会高木病院理念のもと「患者の権利」において、人権が平等・公平に尊重される権利を保障している。そのため、身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しない診療・看護の提供に努めます。

<身体的拘束の定義>

「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当者の身体を拘束して、その運動を抑制する行動の制限をいう」 昭和63年4月8日厚生省告示第129号における身体的拘束の定義

1) 原則、身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1)徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
 - (2)転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
 - (3)自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
 - (4)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
 - (5)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
 - (6)車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
 - (7)立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
 - (8)脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
 - (9)他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
 - (10)行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
 - (11)自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する
- 「身体拘束ゼロへの手引書」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

2) 身体的拘束禁止の対象外となる具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり、残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす。

- (1)整形外科疾患の治療であるシーネ固定等

(2)乳幼児（6歳以下）及び重症心身障がい児（者）等への事故防止対策

①転落防止のためのサークルベッド・4点柵使用

②点滴時のシーネ固定

③自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト・車椅子テーブル（カットテーブル）

(3)身体的拘束をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策

①離床センサー

②所在確認端末装置（使用する際は複数人で検討したうえで目的を明確にし、看護記録に記載する）

3) 向精神薬等使用上のルールについて

身体的拘束の最小化を図るためには、適正な医療・看護の提供とともに薬剤の最適な使用の検討は不可欠である。適正な不眠時の薬剤指示については、患者が安全安楽に入院生活を送れるように対応する。不穏時は患者の症状に応じて薬剤投与の検討が必要である。

4) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

以下の3つの要件を全て満たしている事が必要である。

【切迫性】 患者または他の患者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【非代替性】 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護(介護)方法がないこと

【一時性】 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

2.身体的拘束の適正化のための体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束の適正化のための体制を維持・強化する。

1) 身体的拘束最少化委員会の設置および開催

当院の身体的拘束の適正化を目指すための取り組み等の確認し、改善を検討する。特に緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した、またはしている場合の身体的拘束実施状況や適正性についての検討も行う。身体的拘束最少化委員会は1カ月毎に開催する。

2) 委員会の構成員とその役割

(1)委員長：副院長

①委員会の責任者及び諸課題の総括責任

(2)委員：脳神経内科医師1名・精神科医師1名・薬剤師1名・理学療法士1名・看護師4名・事務2名



医療法人社団 高邦会

高木病院

(3)その役割

- ①身体的拘束適正化における措置の適切な実施
- ②身体的拘束適正化に関する職員教育
- ③家族との連携調整
- ④院内のハード・ソフト面の充実等

3) 委員会の検討事項

- (1)身体的拘束適正化に関する指針等の見直し
- (2)身体的拘束の実施状況について検討・確認（本指針に沿って実施しているか検討）
- (3)身体的拘束の代替案、拘束解除に向けての検討
- (4)職員全体への教育、研修会の企画・実施

4) 記録および周知

委員会での検討内容・結果については、委員において議事録の作成および保管をするほか、議事録をもって職員の周知を行う。

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- 1) 全職員を対象とした身体的拘束に関する教育研修を定期的に行う。
(年1回以上、新採用者研修においては必ず実施する)
- 2) 研修にあたっては実施日、実施場所、方法、内容等を記載した記録を作成する

2025年4月1日
医療法人社団高邦会高木病院
病院長



医療法人社団 高邦会

高木病院